

制度と正義：パシュカーニス法理論の批判的検討

酒匂， 一郎
九州大学法学部助手

<https://doi.org/10.15017/1818>

出版情報：法政研究. 51 (2), pp.45-82, 1985-02-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



制度と正義

——パシユカーニス法理論の批判的検討——

酒 匂 一 郎

目次

- 一 はじめに
- 二 パシユカーニス法理論の課題と方法
- 三 社会関係としての法
- 四 近代法形態と商品交換関係
- 五 法の規範性と価値関係性
- 六 むすび

一 はじめに

いかなる法研究も「法とは何か」という根本的な問いに明示的あるいは暗黙のうちに導かれている。古今の法哲学がこの問いを中心テーマとすることはいうまでもないが、特定の歴史的社会的な法形態ないし法現象についての記述的な研究においても、また法解釈学においても、〈法〉について何らかの観念を必然的に想定せざるをえないであろう。他方この問いに対する回答は自然観、人間観、社会観、社会観、総じて世界観の差違や歴史的社会的制約や研究方法論

論 説

の差違などによって多種多様である。マルクス主義的な法研究もこの根本的な問いに導かれているといえるが、マルクス主義法理論のこの問いに対する回答はいわゆる「法の死滅」論によって他の法研究に対する著しい特異性を示している。それは、弁証法的な歴史理解に基づいて特定の法形態の特定の時期における積極的意義を認めるにもかかわらず、窮極的には法一般を否定的、批判的に捉えるのである。のみならず、必要悪としてではあれ何らかの仕方でも人間社会に不可欠のものとする見解に立つ諸々の法研究のイデオロギー性を仮借なく批判するが、他方ではそれ自身「法ニヒリズム」であるとの非難を被っているのである。⁽¹⁾

法死滅論がマルクス主義理論の歴史観とのみならず法本質論と不可分であることはいうまでもない。法の本質は対象的には具体的な歴史的社会的法形態の研究を通じてしか捉えられないが、他方ではその研究は既に法についての何らかの了解を前提している。ここにあらゆる歴史的社会的現象の研究につきまとう一種の循環が生じる。論理的飛躍を避けるべきだとすれば、さしあたり「『法』概念をはじめはできる限り広くかつ『中立的に』捉え、次第にそれを限定していき、しかし窮極的に法の定義を『取り出す』ことをしない」という姿勢は妥当なものといえるであろう。しかしこの場合法死滅論は厳密な意味を持たないことになる。窮極的に「何であるか」が決定されないものの死滅は予測しうるものではないだろうからである。にもかかわらず法死滅論が語られたのは、「法」そのものを、人間社会の歴史貫通的な根源的基盤を何ら持たない、何らかの歴史的形態から産出されたもののみ捉えることに基づいていたように思われる。

N・プーランツァスはマルクス主義法理論史の図式を「〈経済主義〉的傾向と〈主意主義〉的傾向との間の諸々の揺動」⁽³⁾と捉え、しかもこれらをマルクス主義理論一般およびマルクス主義法理論についての同じ誤った解釈に基づく相補的な対応物であるとする。この誤った解釈とは、社会と歴史の分析枠組みとして「諸構造」を置いた「成熟した

マルクス」をではなく、「主体の歴史主義的な問題構想 *Problematik*⁽⁴⁾」に方向づけられた「若きマルクス」を基礎として生ずるものである。この問題構想においては「社会の全体構造の諸層およびそれらの関係は、社会の創造的主体（歴史の・自己展開する単線の原理）から発生するというその起源によって基礎づけられる。⁽⁵⁾」そこでは「社会構造およびその諸層間の関係はひとつの中心的主体に還元される⁽⁶⁾」のである。かくて、〈経済主義〉的傾向（ストゥーチカとパシュカーニスによって代表される）においては法は「経済的土台の直接的反映」として捉えられ、「法的システムは科学的研究の・理論的に構成可能な・特殊な対象としては現れない。⁽⁷⁾」他方〈主意主義〉的傾向（ライスナーとヴィンスキーによって代表される）においては法は「国家によって支配階級の意思の表現として公布される諸規範の総体」として捉えられ、「法が理論的研究の自立的対象とみなされるのは、それが歴史的創造的主体——つまり階級の意味——から発生するという仕方⁽⁸⁾で、この主体と関係する限りにおいてであるにすぎない。」要するにこれら両傾向は下部構造と上部構造（政治）のいずれかを主体とみなす同じ基本姿勢に由来する二つの相補的対応物に外ならないというわけである。

このプーランツァスの批判は、かなり図式的であり、またいくつかの留保を付さねばならないとしても、⁽⁹⁾法を他の何ものかからの産物とみなす従来のマルクス主義法理論についての傾聴に値する指摘であると思われる。実際、法はそれ自体としては何ら必然性のない社会関係の歴史的諸形態（例えば商品生産社会の生産関係や階級関係）からの必然的産物とされてきたといえる。法は他の何ものかから説明される。そしてこの他の何ものかから説明されることによつて、法は全体として窮極的に認識され、また発生させ消滅させることも可能な対象となる。しかし果たして本当にそうなのだろうか。たしかに法なるもの、法一般は存在せず、実在するのは個々の具体的な歴史的形態であるが、これらの法形態の根柢にその存立の基盤として存在するのは、それ自体としては何ら必然性のない社会関係の

他の諸形態だけなのであろうか。法形態の根柢にはまさにその法形態を法形態たらしめる根源的構造が存するのではないだろうか。

本稿は右のような問題視角から、パシュカーニスの法理論を『法の一般理論とマルクス主義』⁽⁶⁾に即して検討しようとするものである。しかしマルクス主義法理論史およびソヴェト法理論史におけるその位置と意義について論ずることはできない。ここではとくに法と経済との関係についてのパシュカーニスの把握を批判的に検討してその〈経済主義〉的傾向を右の問題視角から相対化し、前述のプーランツァスのいうふたつの傾向から自由な法理論の可能性を探ることが主題となる。

- (1) Vol. N. Reich, Marxistische und sozialistische Rechtstheorie : Einleitung zur, Marxistische und sozialistische Rechtstheorie', hrsg. von N. Reich, S. 14.
- (2) N. Reich, Marxistische Rechtstheorie—Historische und aktuelle Diskussionen und Tendenzen, S. 10.
- (3) N. Poulanzas, Aus Anlaß der marxistischen Rechtstheorie, in Marxistische und sozialistische Rechtstheorie, hrsg. v. N. Reich, S. 181. なお、このトクンスタは次ページの独訳である。A propos de la theorie marxiste du droit, in : Archives de Philosophie du droit, Tome XII : Marx et le droit moderne.
- (4) a. a. O., S. 184.
- (5) ebenda.
- (6) ebenda.
- (7) a. a. O., S. 181f.
- (8) a. a. O., S. 182.
- (9) とりわけ、ヘーゲル初期マルクスのな弁証法の切捨てに関して、『経済学哲学草稿』で、マルクスがヘーゲル弁証法を評価することによってつかみ出した「歴史は人間の自己産出過程である」というテーゼは、歴史理解の根柢ないし大枠と

して評価しうると思われる。このテーゼにおける主体は、個体としての人間を直ちに意味するのではないし、また何か目的論的な一つの意思を有するマクロの主体でもないし、いわんや主意思主義者たちの説くような階級ではない。もちろんこのテーゼはそのままでは理論的研究に直ちに資するものではない。しかしそれは、一方で歴史のペースペクティヴを、したがってマクロとしての実践を眼前に据える可能性を指示すると同時に、他方では歴史的に先在する広義の生産諸条件に拘束されつつも、さらにまた個々の主観的思惑の合理性の狡智による挫折を経験しつつも、日々歴史的社会を實現・維持・変化させつつあるミクロの実践（これなしには歴史的社会の諸構造も諸関係も存在しない）の手応えを常に理論の根底に措く可能性を指示すると思われるのである。

(10) テクストは次の独訳を用いた。Allgemeine Rechtslehre und Marxismus—Versuch einer Kritik der juristischen Grundbegriffe, Marxistische Bibliothek, Bd. 22, 1922.

二 パシユカーニス法理論の課題と方法

パシユカーニスは法の一般理論の課題について次のように述べている。「法の一般理論は基礎的なつまり最も抽象的な法(学)的諸概念の展開と定義される。これに属するのは『法規範』、『法律関係』、『法的主体』等の諸規定 Definitionen である。」⁽¹⁾したがってパシユカーニスは法の一般理論を「独立の理論的な学問」として打ち立てようとするが、その成否は「法形態の基礎的諸規定 Definitionen の分析を、経済学における商品形態あるいは価値形態の基礎的かつ最も一般的な諸規定 Definitionen の分析と同じような具合に行ないうるか」にかかっているとされる。⁽²⁾ 実際パシユカーニスは法の一般理論をマルクスの『資本論』の方法にパラレルな形で構想すべきことを繰り返し強調している。

さてパシユカーニスはこのような法の一般理論の構想を他の二つの理論類型から区別することによって特徴づけて

いる。その一つは新カント派法理論であり、パシュカーニスによれば、それは法を、諸々の法規範がもつ当為という純粹形式に即してのみ分析し、法規範を「社会生活の諸事実」との連関において、つまり法規範の内容との連関において捉えず、したがって「法、法形態を歴史的形態として研究する」ことがない⁽³⁾。他方「社会学および心理学的法理論」からは、それが「法を生成発展する現象として説明する」点でより多くを期待しうるが、これらの法理論は「法形態そのもの」を考察の外に置く⁽⁴⁾。かかる理論のマルクス主義的形態は「法の一般理論の形式的諸規定 Definitionen を素通りして、その注意をあげて法規範の具体的内容と法制度の史的発展とに注いでいる」⁽⁵⁾。さらにパシュカーニスは続けて次のようにいう。「今われわれが法の基礎的概念の分析を断念すれば、そのときわれわれの手にする理論は単にある法的規制が社会の物質的要求から発生すること、したがって法の諸法規範がこのあるいはあの社会的階級の物質的利益に照応するものであることを説明するにとどまる。しかしこれではいかに豊富な史的内容を法的規律のうちに持ちこもうとも、規範としての法的規律そのものが分析されたことにはならない」⁽⁶⁾。

右のようにパシュカーニスは法をその内容と形式との統一において捉えようとしているわけだが、統一といっても相互に切離された内容と形式とを木に竹をつぐように結合するだけでは意味がないであろう。それらは或る統一の・それだけ切離しては実在しない両契機として捉えられねばならないであろう。パシュカーニスの「法形態 Rechtsform」という概念は独特の意味合いをもっているが、さしあたりこのような内容と形式とがその両契機であるような統一体としての法、これを指示するものと思われる⁽⁷⁾。先の批判を裏返せば、内容の側面は歴史的に制約された「社会生活の諸事実」であり、その形式の側面は当為性ないし規範性であることになろう。

パシュカーニスにおいては、諸々の基礎的な法的概念ないし法的カテゴリーは右のような内容—形式統一体としての法形態を表現していると考えられているといつてよい。逆にいえば法形態はそれらの諸概念ないし諸カテゴリーに

よって表現される客観的な社会的実在である。それ故パシュカーニスの法理論は法教義学と同じように法(学)的諸概念を対象とするのである。しかしそれは法教義学と二つの点において異なる。第一にそれは「基礎的な、最も抽象的な法学的諸概念の展開」であり、この故にそれは法の一般理論である。第二にそれは基礎的な法(学)的諸概念をいけば教義学的対象として前提するのではなく、それらの諸概念を法形態という社会的実在の諸規定ないし表現と捉え、それらをその存立根拠からの発生に即して分析する。この故にパシュカーニスの法の一般理論は「法(学)的諸基礎概念の批判の試み」である。

この批判的分析の方法の点ではパシュカーニスはマルクスの経済学批判の方法を借りる。彼の挙げているのは、最も単純な諸規定から出発して具体的な全体を再構成するといういわゆる上向法、これらの概念を社会の歴史的發展の中で、したがってそれらの生成発展において捉えるという歴史的視角、より発展した形態はそれ以前の段階の形態を理解させるといふ洞察等である。

右のような方法的観点からパシュカーニスは「市民的—資本家社会」の法形態を分析する。けだし「ただ市民的—資本家社会だけが社会的諸関係における法的契機が完成した現実性を獲得するためのあらゆる必要条件を産み出す」からである。そして次のように法の死滅を予告する。「発展した社会主義への移行にとまなう価値、資本、利潤等のカテゴリーの死滅が価値、資本等の新たなプロレタリア的諸カテゴリーの出現を意味しないのと全く同様に、市民法の何らかの諸カテゴリー(まさにカテゴリーであってあれこれの命令ではない)の死滅はプロレタリア法の新たな諸カテゴリーによる代置を決して意味しない。これらの条件の下では市民法の諸カテゴリーの死滅は法一般の死滅、すなわち人間間の諸関係からの法的契機の消滅を意味するであろう。」⁽¹¹⁾以下、パシュカーニスの「市民的—資本家社会」の法形態分析の検討を通してこの間の事情を検討せねばならない。しかし「市民的—資本家社会」の法形態分析の前

に、パシュカーニスは前述のような法形態としての法の特殊な存在性格を、あるいはいわば法の実存の場を、他の法把握の批判を通じて明らかにしようとしている。それを通じて浮かびあがってくるパシュカーニスの見解は、法を社会関係と捉えるものであるが、次節ではまずこれを検討する。

- (1) Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, S. 19.
- (2) a. a. O., S. 21f.
- (3) a. a. O., S. 22ff.
- (4) a. a. O., S. 24.
- (5) a. a. O., S. 26.
- (6) ebenda.
- (7) もっとも後にパシュカーニスは『一般理論』を「内容と形式を切りはなして、形式をとりあつかった」と自己批判する(『法理論戦線の状態』稲子訳二五〇頁)。この場合内容とは階級的内容に外ならない(同二〇四頁参照)。しかしここでは法形態概念は単なる法的形式をさすのではなく、法規範を構成するカテゴリーとそれに対応する社会的事実との統一を、この意味で形式と内容との統一を捉えようとするものといつてよいであろう。
- (8) 『法の一般理論とマルクス主義』の副題。『資本論』の副題である「経済学批判」を意識したものであろう。
- (9) Paschukanis, a. a. O., S. 38ff. もっとも、上向法に関していえば、ヘーゲル論理学の弁証法的展開に範をとったこの方は完結した学知の体系において現実化されるが、『一般理論』はパシュカーニス自身いうように彼の「自己理解のために書かれた」ものであり(Vgl. a. a. O., S. 8.)、それ故そこでは直ちに上向法に則った展開がなされるのではなく、前半部ではむしろ端緒の設定をめぐる議論は展開されている。
- (10) a. a. O., S. 30.
- (11) a. a. O., S. 33f.

三 社会関係としての法

『法の一般理論とマルクス主義』の第二章「イデオロギーと法」、第三章「関係と規範」において、パシユカーニスは法を専らイデオロギーとする説、法を専ら規範とする説を批判している。それは形態としての法の独特な存在性格、あるいはその実存の場を確定しようとするものだといってよい。パシユカーニスの主張を要約すれば、法形態は単なる観念的形態ではなく、(1)客観的な・(2)実在的な・(3)物質的基盤に立つ・社会関係であるということである。以下、これらの論点を(1)法意識、(2)実効性と妥当性、(3)主観的法(権利)と客観的法の三つの問題に即する形で検討し、パシユカーニスの「法」社会関係説の理論的含意を探るとともに、その或る一面性を明らかにしよう。

(1) 第二章でパシユカーニスは、法は「ただイデオロギーとしてのみ研究しうる」とするライスナーの説に対して次のように述べる。「われわれが証明せねばならないのは、一般的な法(学)的概念はイデオロギー過程およびイデオロギー体系の構成要素であるということではなく——このことはもちろん争うことはできない——、これらの概念に即しては、或る神秘化された社会的現実⁽¹⁾は解明されえないということである。換言すれば、法的カテゴリーが客観的な社会的諸関係に対応する客観的な(所与の歴史的社會にとって客観的な)思考形態でないかどうかを、われわれは明らかにせねばならない。したがって次のような問題が立てられる。すなわち、法は、マルクスが資本を社会関係と呼んだのと同じ意味において、社会関係と捉えられうるかという問題である。」⁽¹⁾パシユカーニスはもちろんこれに肯定的に答えている。

さて、ライスナーのいうイデオロギーは「体験、表象、その他の主観的過程」、すなわち心理過程、主観的意識過

程であり、したがってイデオロギーとしての法とは法意識に外ならない⁽²⁾。これに対しパシュカーニスのいう法ないし法形態は、人間が「その意識的な選択によってではなく、生産諸関係に強いられるが故に入り込む社会的諸関係の体系⁽³⁾」である。換言すれば、それは客観的な制度であるといつてよい。しかし、パシュカーニスは主観的意識過程に客観的諸関係を、いわば觀念に物質を対置するが如く対置するのみであつて、両者の関係如何には触れていない。思うに、客観的な社会関係はその制度的枠組みないし行為類型をもつて個々人とその行為を規定するが、逆にそれは個人の制度的枠組みないし行為類型に則つた行為連関においてはじめて現実に運動するのであり、したがつてそれは行為者の主観的意識過程に常に媒介されているのである。この意味で客観的社会関係はそれ自体既に主—客—統一体外ならない。もつともその際、行為者の主観的思惑の如何によらず、その行為自体においてこの統一は存立する。したがつて行為と主観的意識とは區別されねばならない。行為者はその行為が客観的に意味するのとは反対の意思を抱きうるのである。しかし行為者がその主観的思惑において自己の当該行為およびその属するところの社会関係を自視する場合、そこにはいわゆる虚偽意識が生じうるのであつて、この場合には当該社会関係に関する物神崇拜が語られうるであらう。このように考えるとき、法意識は客観的社会関係としての法の重要な契機であるといわねばならないのである。

(2) 第三章「関係と規範」ではパシュカーニスは「規範が関係を創出する」という説を批判している。彼によれば、その説は「実質的な」意味と「論理的な」意味の二つの意味において理解されうる⁽⁴⁾。

「実質的な」意味において「規範が関係を創出する」という主張でパシュカーニスが念頭に置いているのは、存在と当為、事実と規範を峻別する新カント派とりわけケルゼンの学説である。これに対するパシュカーニスの批判は、簡単にいえば、そこにいわれる規範を「文学的創作の領域に属する⁽⁵⁾」ところの觀念物とし、これに実在としての関係を

対置することに基づいており、観点としては「法Ⅱイデオロギー」説批判の場合と異ならない。しかしここではそれはいわゆる法の実効性と妥当性の問題として具体化されるのである。

パシュカーニスは次のようにいう。「この諸規範の総体は、これらの諸規範に一致する仕方では生起すると考えられ、かつ実際にそのような仕方では生起するところの諸関係によってはじめて現実的な意味を獲得する。純粹に規範主義的な方法の最も徹底した主張者であるケルゼンでさえ、観念的な規範的秩序には何らかの仕方では人間の現実的な生活の一部、人間の事実的な行態の一部が付加されねばならないことを認めざるをえなかった。……ただ規範のみを、つまり『法に基づいて生起するもの』のみを採り上げる形式的—法律学的方法是、ただきわめて狭い限界内でのみ、しかも事実と規範との乖離が一定の最高限度を越えない限りにおいてのみ、自らの自立性を主張しうるにすぎない。物質的な現実においては、関係が規範に優位するのである。」⁽⁶⁾パシュカーニスの主張は、さしあたり、観念的なもの、人間の思考の産物に対して物質的なもの、現実的な実在を対置し、後者を前者に優位させることである。法理論的には、いわゆる妥当性つまり法律学的規範的妥当性と、いわゆる実効性つまり社会学的事実的妥当性とを対置し、後者を前者に優位させることである。

これに対してケルゼンは、パシュカーニスは「規範的妥当性と実効性とを、法規範とそれらの規範によって実効的に規律されている人間諸関係とを、法とその法に一致している人間行態とを混同」⁽⁷⁾していると批判する。ケルゼンにおける妥当性と実効性との区別は、周知のように当為と存在との峻別に、そして窮極的には人間の思考形式の絶対的にア・プリオリな二元性の主張に基づいている。ここにおいては認識論からの出発が理論の根本前提であり、この前提に立つときには世界は、人間の思考形式のア・プリオリな二元性によって当為の世界と存在の世界とに峻別せられる、あるいはそのようなものとして構成されるのであり、法の世界はそこにおける認識・判断の性格そのものによつ

て前者に帰属し、決して後者と混同されてはならないのである。

さて、ここには全く相異なる観点からの全く相異なる法把握が存在する。一方は事実的社会学的観点に立ち、規範体系そのものとは區別される、一定の合規則的な行為連関ないし社会関係を法とする。他方は規範的法律学的観点に立ち、行為やその連関そのものとは峻別される、行為への一連の指令としての諸規範の体系を法とする。前者は規範体系そのものは観念物にすぎず、法の妥当とはそのような観念物に対応する現実の行為連関ないし社会関係が存在することであるとし、後者は行為連関ないし社会関係は法ではなく事実にすぎず、法の妥当は根本規範を頂点に戴く規範体系における上位規範と下位規範の間の授權連関に基づくこととするのである。

ケルゼンの純粹法学は当為的、規範的世界である法的世界の論理学を何らの事実的な要素を混入させることなく展開し、こうして規範体系の単一な統一性を客觀的に提示しようとするものであるといえよう。しかし、それが理論的前提とするように、当為と存在とが人間の思考のア・プリオリな混同すべからざる二つの形式であり、当為命題と存在命題が相互に導出・還元不可能な形式であるとしても、これらの思考形式ないし判断形式は現実の經驗的な人間の思考、判断を離れては片時も実在しえないであろう。法規範も何らかの多少とも具体的な人間行態への指示としてはじめて現実的であるといえよう。このように考えるならば、当為の世界および法の世界はそれ自体広い意味での実在性の世界に属していると考えざるをえないのである。もっともこのことは思考形式としての〈当為と存在との峻別〉の解消を意味するのではなく、歴史的社会的実在としての法ないし制度的社会関係としての法は、この両者の、あるいは規範と事実との統一と捉えられねばならないということを意味するにすぎない。

既に述べたように、パシュカーニスは法を形式と内容との統一において捉えようとし、また「規範としての法的規律」の分析を課題の一部としているのであり、法の規範性(当為性)を否定するわけではない。実際また、「事実と規

範との乖離」を云々するとき、そこでは事実と規範との、存在と当為との何らかの統一が考えられているであろう。この統一はさしあたりケルゼン的な用語法では法の実効性に他ならない。しかし現実の運動としての社会関係においては、実効性は個々の行為者がその行為自体において当の法的関係を客観的に妥当せしめているということを意味する。つまり、行為主体にとっては自己の行為の行為類型への一致は当為として現れるのである。この意味での法の規範性は歴史的社会的実在としての法の一つの契機をなすと考えねばならないであろう。この場合、社会関係としての法の規範性が何に基づくのが問題となるが、これについては後で立ち帰るであろう。

(3) 「論理的な」意味において「規範が関係を創出する」という主張においてパシュカーニスが考えているのは、或る特殊な「客観的法秩序」あるいは「特殊な意識的に組織された秩序」が規制することによってはじめて社会関係は法関係となるとする説といってよい。パシュカーニスの批判を簡単にいえば、右の説において問題となっているのは社会関係としての法の「創出」ではなく、その「保障」と「確実化」にすぎないというものである。⁽⁸⁾

このような特殊な「客観的秩序」は何より国家制定法秩序であるから、ここでの問題は、パシュカーニスによれば、法的上部構造と政治的上部構造の⁽⁹⁾関係の問題である。パシュカーニスは『経済学批判』序言を引照・解釈して次のようにいう。「マルクスは、所有関係という法的上部構造の最基底層は土台ときわめて密接な関係にあって、所有関係と土台とは『前者は後者の法律的表现である』という仕方です。『同じ生産関係』として現れるという事実を強調している。国家つまり政治的な階級支配の組織は所与の生産関係あるいは所有関係の上に立つ。生産関係とその法律的表现は、マルクスがヘーゲルに従って市民社会と呼んだものを形成する。政治的上部構造すなわち国家は、第二次的な・派生的な契機なのである。⁽¹⁰⁾したがって「生産関係から法律関係へ至る道は、媒介的中間項すなわち国家権力とその諸規範とを欠きえないところのいわゆる実定法学が考えるよりは短いのである。⁽¹¹⁾」すなわち、パシュカーニ

スは法的関係としての所有関係が生産関係と密接に結びついていることを論拠として法的上部構造を政治的上部構造に優先させ、かくて国家制定法秩序による法的関係の〈創出〉説を批判するのである。ここでは法と政治ないし国家との関係だけでなく、既に法と経済との関係も問題となっているが、これについての詳細は次節に譲って、ここでは主観的法（権利）と客観的法（規範）との関係の問題について、社会関係としての法という観点から検討しておく。

パシュカーニスによれば、法形態の主観的法と客観的法とへの（また私法と公法とへの）分裂は、「商品の交換価値と使用価値とへの分裂と同様な本質的な意味」をもっている。⁽¹²⁾この分裂が完成したのは「市民的—資本家社会」においてであり、市民社会と国家との分裂に対応する。右にみたようにパシュカーニスは市民社会を国家に優先させるが、ここでも主観的法を客観的法に優先させ、前者を「第一次的な法」と位置づけている。「命令と義務をどんなに組み合わせせてみても、市民社会の任意の所有権のうちに具体化されているような独立的現実的な意義における主観的法は作り出しえない。⁽¹³⁾」主観的法は第一次的な法である。というのは、それは窮極的に、社会生活の外的な、つまり意識的な規律に依存することなく実存する物質的な利害に基づいているからである。⁽¹⁴⁾ここでは「意識的な規律」、すなわち義務ないし命令として構成される観念形態としての規範体系の作用に対して、物質的利害の作用が対置されている、あるいは社会関係から独立な領域として自立化した規範体系に対して、物質的利害を営む諸個体間の関係が対置されているのである。

しかし、いうまでもなく個体の物質的利害はそのまま直ちに主観的法（権利）ではない。利害が利害として現実的な意義をもつのは利害衝突という関係においてであるが、この事態は、関係者が互いに滅ぼしあったり、その一方が他方を完全に圧倒したりするのでない限り、既に次のような客観的な意味を構成しつつ存続している。つまり関係者

は相互に他者の利害を承認しあい、かくて利害は承認されたものとして、その個体に承認されて帰属する主観的法（権利）として妥当するという意味である。実際には関係者たちは明示的にまた誠実に承認表明をしているわけではないが、少なくとも相互に承認しあっているかのように行為しているはずである。このような社会的関係行為において存立している客観的な意味の地平においてはじめて法としての主観的法（権利）は語られうるであろう。しかしそれと同時に他方では、この地平においてはかかる承認への義務づけが成立しているはずである。けだし諸個体は自分の利害を現実的たらしめるためには、それをこの客観的意味の地平において、すなわち主観的法として妥当せしめねばならず、そしてそのように妥当せしめる行為においてこの地平そのものを事実的に妥当せしめねばならず、こうして彼は自らこの地平に従わざるを得ないからである。もちろんこの地平においても義務は利害の実存そのものを作り出すことはできないが、この義務が同時に存立することによって利害には承認されてあるという社会的意味が付与せられるのである。この限りにおいて主観的法（権利）と客観的法（規範的義務づけ）とは相補的なものであり、主観的法を語る場合には既に客観的法を語らねばならないのである。もちろんこの意味での客観的法は直ちに国家によって制定された規範的秩序ではない。⁽¹⁵⁾ 国家制定法秩序としての客観的法は前者の「意識的に組織された」ものといえるであろう（この間のメカニズムは複雑であり、ここではもちろん論ずることはできない）。そしてこの国家制定法秩序に即してのみ法を定義するならば、ケルゼンのいうように、主観的法は客観的法によって規定され、私法自体も公法の一部として捉えられることになろう。⁽¹⁶⁾

このように考えるとき、パシュカーニスは一方で主観的法を直ちに物質的なレベルで捉え、他方で客観的法を直ちに国家制定法規範のレベルで捉えてこれらを対置し、しかも觀念に物質を優先させる如くに、客観的法に主観的法を優先させているとあってよい。国家制定法規範以前の社会関係において法を捉えたとすれば、それは客観的な社会的

意味の地平における主—客—統一に見られるべきであろう。ところでパシユカーニスは法形態の主観的法と客観的法との分裂を商品の使用価値と（交換）価値とへの分裂に対応させていた。使用価値は何か物質的基体に関わるように見えるのに対し、価値はそのようなものに関わらない観念物（もっとも客観的ではあるが）に見える。しかし価値は何らの根源的基盤も持たないのではなく、特定の形態における協働の、特定の形態における社会的生産および交通という関係の物象化したものに外ならない⁽¹⁷⁾。つまり物象化的転倒にもかかわらず、価値は人間の社会的関係の根源的構造に基づいているのである。これとの対比において考えるとすれば、客観的法もまた社会的関係の根源的構造のある特定の形態化に外ならないといえるであろう。

以上の検討において、パシユカーニスが法を客観的な・実在的な・物質的基盤に立つ・社会関係と捉えていること、その「法—社会関係」説が法を個々の行為者の行為連関において存立する主—客—統一ないし制度と捉えることに有意義な示唆を与えること、しかしパシユカーニスにおいてはこの統一体の観念的契機に物質的契機が対置されているにとどまること、これらのことを示してきた。パシユカーニスにおいてはとりわけ、制度的社会関係が諸個人にとつて彼らの必然的に帰属せざるを得ない構造化された体系である点のみが強調されて、それが逆に個々人の主観的意識を伴った行為において再生産されるという視点が稀薄であるように思われる。パシユカーニスにとって問題となるのが制度的社会関係としての法の形態性であつて、法の規範性の根源およびその存立メカニズムの問題が軽視されるのは、右のことと無関係ではないであろう。

(1) Paschukanis, a. a. O., S. 47f.

(2) Vgl. ebenda, また藤田勇『ソビエト法理論史研究』六三頁以下参照。

- (3) a. a. O., S. 41.
- (4) a. a. O., S. 61.
- (5) ebenda.
- (6) a. a. O., S. 61f.
- (7) H. Kelsen, *The Communist Theory of Law*, p. 90.
- (8) Vgl. Paschukanis, a. a. O., S. 63f.
- (9) a. a. O., S. 66.
- (10) ebenda.
- (11) a. a. O., S. 68.
- (12) a. a. O., S. 30.
- (13) a. a. O., S. 74.
- (14) a. a. O., S. 75.
- (15) 制度的社会関係と規範性は密接に結びついている。社会的関係行為ないし相互行為は時間的空間的な反復・拡張を通じて一定程度制度化するが、制度が自体視される程度に依じてそれに内属する行為類型は規範化すると考えられる。つまり当該の相互行為に関する規範性は外的な力による定立を俟たなくても、制度化自体において成立し、またその規範の存続はこれを維持する特定の機関をさしあたりは欠如させても考えることができると思われる。例えば P・L・バーガー・H・T・ルックマン『日常世界の構成』(山口訳九四頁以下)は次のようにいう。「制度は、それが存在するという、ただそれだけの事実によっても、人間の行動を規制する。つまりそれは、あらかじめ規定されたさまざまな行動類型を提示することによって人間の行動を統制するのであり、こうした類型は理論的に可能な他の多くの方向にではなく、一つの方向へと人間の行動を回路づけるのである。こうした統制的な性格が制度化そのものに固有のものであるということを経験して置くことは大切である。つまり、この性格はある制度を維持するためにとくに設置されたいかなる制裁機構にも先立って存在するか、それとも制裁機構とは無関係に存在するか、のいずれかなのである。」もっともかかる制度の統制的な性格が規範性を帯びるのは、さしあたり制度的枠組みに則った行為を通じて客観的に表示される相互の役割期待に、さらに窮極的に

は社会関係の形態化における根源的な相互承認の構造に基づくと思われる。

(16) Kelsen, op. cit., p. 95.

(17) 廣松渉『資本論の哲学』参照。

四 近代法形態と商品交換関係

前節では形態としての法の特殊な存在性格あるいはその実存の場を明らかにするという観点からパシュカーニス法理論を検討した。それは主—客—統一体としての制度的社会関係に求められたといえるが、次に問題となるのは法的社会関係の種差性である。パシュカーニスは法の問題を社会関係の問題として立てるストゥーチカを評価しつつも、ストゥーチカが社会関係としての法の種差性を明らかにせず、かくてライスナーの「社会関係は如何にして法制度となるか」という問いに答えることができない点を批判している。⁽¹⁾パシュカーニスの解答は「法は或る特殊な社会関係の神秘的なヴェールに覆われた形態である」と⁽²⁾することに基⁽¹⁾づいている。確かに、制度化された社会関係は特定の客観的諸概念で表現されるある固定的な形態をもっている。パシュカーニスは法をこのような形態と捉え、「市民的—資本家社会」の基本的な法(学)的諸概念で表現される法形態の成立を商品交換関係という特殊な社会関係において捉えようとする。この特殊な社会関係の形態として法は成立し、この形態が「他の社会関係あるいはそれらの総体」に移されるとい⁽³⁾う。この法形態発生論はもちろん歴史的発生をも顧慮しているが、主として『資本論』第一巻第一篇第一・二章を手掛りとしている。本節では『一般理論』第四章「商品と主体」に即してパシュカーニスの法形態発生論を検討する。その際、法理論にとっての「交換過程の理論的位置」⁽⁴⁾および法形態の物神性批判に注視すると

もに、パシユカーニスの法形態発生論の限定性、とりわけ法形態発生場の商品交換関係への限定の問題を明らかにすることになる。

さて、パシユカーニスは「市民的—資本家社会」の法形態の分析を『資本論』との方法的アナロジーにおいて行なっているのだが、分析の端緒の設定についても同様である。「資本制社会の富が膨大な商品の堆積という形態をとると同じように、社会全体は諸々の法律関係の無限の連鎖として現れる。」⁽⁵⁾「各法律関係は主体間の関係である。主体は法律学の原子であり、その最も単純な、それ以上分解しえない要素である。それ故われわれの分析も主体をもって始まる。」⁽⁶⁾法主体およびそれらの法律関係を端緒とすることについては既に多くの批判がなされているが、ここで触れることはできない。⁽⁷⁾

右のように法主体をもって分析をはじめめるわけだが、パシユカーニスにとって問題は「動物学上の個体としての人間が如何にして法学上の主体に転化するか」⁽⁸⁾ということである。「動物学上の個体としての人間」というのはもちろん唯物論的観点からの修辞にすぎないが、法主体に転化する当体が階級的規定における人間として措定されていないことを指摘しておくことは無意味ではないであろう。ともあれ、自然的な存在としての人間、あるいは様々な規定性を荷う具体的な人間が、如何にして抽象的に自由、平等な権利能力者としての法的人格に転化するかが問題なのである。この転化における抽象化はしかしながら単に認識過程における抽象化、本質を純粹に抽出するために他の諸規定を捨象する手続きによるものではなく、客観的現実的な過程でなければならぬ。パシユカーニスは、『資本論』において「主体の形態分析が商品形態分析に直接続いている」⁽⁹⁾ことを指摘したあと、次のようにいう。「それ故人間は労働生産物が商品の性格を受けとり価値の担い手となると同時に、法学上の主体に、つまり諸権利の担い手となる」⁽¹⁰⁾したがって具体的人間は商品所持者であることを媒介として法的人格になるわけである。「法学上の主体は雲の上へ

転置された抽象的な商品所持者である。」⁽¹¹⁾以下、この間の事情をやや詳細に検討しよう。

パシュカーニスは商品の成立と法主体の成立の同時性を更に次のように述べている。「それと同時に社会生活は、一方では自然発生的に発生する物象化された諸関係（これはすべて物価水準、剰余価値率、利潤率等々の経済的關係である）——そのうちにあつては人間は物以上の意義を有しないところの關係である——の総体と、他方ではそのうちにあつては人間はただ物に対置されることによつて、つまり主体としてのみ規定されるところの諸關係の総体とに分解する。この後者がすなわち法的關係である。これらは原理的に相異なりしかも同時に相互に条件づけ密接につながり合つた二つの根本形態である。生産のうちに根差すところの社会的連関は同時に二つの不合理な形態において現れる。つまり商品価値として、および権利の主体たる人間の能力として。」⁽¹²⁾あるいはまた次のようにいう。「主観的法（権利）の形態を受け取っている支配領域は、価値——これはいづれにしろひとつの社会現象である——が労働生産物としての物に帰属せしめられるのと同じ基盤において、個体に帰属せしめられるひとつの社会現象である。商品の物神崇拜は法（権利）の物神崇拜によつて補完される。したがつて生産過程における人間間の諸關係は一定の發展段階において二重の神秘的な形態を受けとる。それは一方で物（商品）の間の關係として現れ、他方で相互に独立かつ同等な一者たち、つまり法学上の主体たちとの間の諸關係として現れる。価値という神秘的属性と並んで、それに劣らず神秘的な現象が現れる。すなわち法（権利）である。ひとつの統一的全体的關係が同時に二つの根柢的な抽象的アスペクトを受けとる。すなわち経済的アスペクトと法的アスペクトである。」⁽¹³⁾以上の引用箇處においては、一個同一の關係が経済的關係と法的關係とへ、あるいは物的關係と人的關係とへ物象化されつつ分裂することが捉えられている。このような一個同一の關係の物象化と人格化については『資本論』の商品ないし価値形態論と交換過程論との統一的把握という仕方です既に指摘されている。⁽¹⁴⁾価値形態論の細かな議論は省略せざるをえないが、右の事態の概要を振

り返っておこう。

自然と人間との質料交換の産物として産み出される労働生産物が商品となるのは交換という社会関係を通じてである。交換を通じて労働生産物は交換以前には存在しなかった価値という規定を受け取る（価値形態論は交換における諸労働生産物間の相互規定関係を貨幣形態の成立に至るまで分析する）。したがって価値は交換という社会関係の中ではじめて成立するのであって、労働生産物そのものにはじめから内在している規定ではない。しかるに労働生産物の交換が普遍化している社会においては、交換という関係においてしか成立しない規定つまり価値という規定があたかも労働生産物そのものにはじめから内在している属性であるかのように現れる（商品の物神性）。いうまでもなく交換は具体的な人間と人間がその所持するところの財を合意によって互いに譲渡・獲得する関係であるが、普遍的な商品生産・交換の交通体系においてはこれらの具体的な人的諸規定は後景に退き、価値という抽象的属性におけるモノの間の自然法則類似の関係ないし運動が規定的なものとして前景に現れる。つまり「諸人格はここではただ相互に商品の代理者として、したがって商品所持者として実存するにすぎない」⁽¹⁵⁾「それどころか「諸人格のかぶる経済的仮面は、彼らがその担い手として互いに立ち現れるところの経済的諸関係の人格化にすぎない」⁽¹⁶⁾のである。

右の「経済的諸関係の人格化」はしかし直ちに法的人格の発生そのものを説明するものではない。確かにマルクスは同じ箇処で法関係について触れている。「これらの物が商品として相互に関係するためには、商品の守護者たちが相互に人格——その意思はそれらの物に住まっている——として振る舞わねばならない。こうして一方の商品守護者は他方の同意の下でのみ、つまり両者に共通なひとつの意思行為を媒介としてのみ、自己の商品を譲渡することによって他人の商品を領有するのである。それ故彼らは相互に私的所有者として承認し合わねばならない。契約をその形式とするこの法関係は、法的に発展しているか否かにかかわらず、経済的關係が反映されているところの意思関係

である。この法関係あるいは意思関係の内容は経済的関係自体によって与えられている⁽¹⁷⁾。しかしここで述べられているのは、物が商品として相互に関係するために不可欠な交換関係が同時に意思関係ないし法関係でなければならぬこと、他方この法関係の内容は経済的関係によって規定されていることであり、法的人格一般の発生そのものが説明されているわけではないのである。

さて、交換関係は価値実現過程である。パシュカーニスと同じ観点から交換過程を法的主体等の法的カテゴリーの実現過程であると考える。「契約をはなれては、法的意味における主体および意思の概念は生命のない抽象として存在するにすぎない。契約においてははじめてこれらの概念は真正の運動に入る。交換行為において、最も単純かつ純粋な形態性における法形態も物質的な基盤を得る。したがって交換行為は経済にとって本質的な契機ならびに法にとって本質的な契機をさながらひとつの焦点へと集中させる⁽¹⁸⁾。」しかし交換過程における価値実現と法的カテゴリー実現とのこの対応は不十分な意味しか持たないといわねばならない。なぜなら価値という規定は交換によってはじめて成立するのであるのに対し、法的人格や所有権といった法的カテゴリーは必ずしも交換によってはじめて成立するのではないからである。

パシュカーニスは所有権について次のように述べている。「商品所持者は相互に所有者として承認し合わないうちにももちろん所有者であったが、それは法の外での、別の有機的な意味においてであった。『相互的承認』は、商品生産者社会の成立期には確かに見られた、労働や先占に基づく領有の有機的諸形式を、契約という抽象的な定式を借りて解釈しようとするものに外ならない。事物と人間との関係はそれだけとしてみればいかなる法的意味も欠いているのである⁽¹⁹⁾。」あるいはまた次のようにいう。「交換においては、マルクスの言葉を借りていえば、一人の商品所持者は他の商品所持者の同意の下でのみ、自分の商品を譲渡することによって他人の商品を領有することができる。自然法

論の代表者たちは何らかの根源的な契約によって所有を根拠づけようとすることによって、まさに右の思想に表現を与えようとしたのである。彼らは正しい。とはいってもそれは、もちろんそのような契約行為がかって歴史的に行なわれたという意味においてではなく、領有の自然的あるいは有機的な諸形式は獲得と譲渡という相互的行為において法的『理性』を得るという意味においてである。⁽²⁰⁾ここでは商品交換行為によってはじめに法的な意味での所有が生ずるとされている。近代自然法論者たちは交換される以前の先占や自己労働による客体の領有を基礎づけるために契約のカテゴリーを用いたが、それは所有権が交換によって生ずることを示しているに外ならないというわけである。人と物との関係は直ちに法的な意味をもつのではなく、物を巡っての人と人との関係において法的意味が成立することはいまでもない。しかし事実的占有の法的所有への転化の本質的契機をなしているのは商品交換行為そのことではなく、それにおいて客観的に意味されている相互承認であると思われる。なるほどパシュカーニスのいうように、客体の自由な処分可能性が近代的所有権の基本的特徴であり、⁽²¹⁾処分可能性を含む所有権の観念は交換において典型的に現れるであろう。交換における相互承認において、交換者たちが交換以前に占有していた財に対する彼らの所有権は現実の意味を得るが、しかし今や彼らの実際の所有権の客体は交換によって獲得した財である。このようにして特定の人間と特定の財との結合から解放された所有権と、そのような所有権の担い手としての法的主体が成立するからである。しかしさしあたり所有権にとって本質的なことはその客体が譲渡・獲得されるかどうかではなく、その客体のある主体への帰属が他者によって一般的に承認されているかどうかであるといつてよいであろう。先占や自己労働による客体の領有が所有権源でありうるためには、一般的な商品生産、交換を俟たなくても、社会的交通は存しながら右の領有が一般的に侵害されない状況、換言すれば一般的な事実的承認の状況が存すればさしあたり足りるといってよいであろう。このように考えるとき、交換は相互承認の典型的な事例であるとしても、その一つの事例に外ならな

いと思われるのである。

同様のことは法的主体カテゴリーについてもいえるであろう。所有権の成立が交換行為そのことにはなく、その行為が客觀的に意味している相互承認に基づくとすれば、権利能力者としての法的主体の成立も相互承認の運動を通じてであると考えられるからである。のみならず法的主体を客体を支配する自由な意思主体あるいは人格と捉えるならば、このようなものとしての法的主体の成立は交換という物を媒介とした関係においてのみならず、人と人の直接的な関係、つまり、支配―被支配をめぐる関係（主と奴の関係）において、そこでの承認をめぐる闘争において捉えられうるであろう。けだし支配の客体は直接人でありうるからである。

さて以上の検討において、具体的人間が法主体となるのは商品所持者という規定を介して、つまり商品交換関係においてであるとするパシュカーニスの見解の相対化を試みた。このような相対化を踏まえて、しかし「市民的―資本家社会」の法形態に関するパシュカーニスの分析、とりわけ交換過程への着目を評価せねばならない。けだし普遍的な商品生産、交換社会である「市民的―資本家社会」においては、生産物のみならず労働力、土地、生命、身体、身分上の関係、その他生活上の質的な有形無形の財は貨幣によって互いに換算される等質な抽象的なモノとなり、他方具体的な人間はこれらの等質な抽象的なモノを持ったり持たなかったりする可能性を有する抽象的に自由平等な主体として現れ、法律関係の多くは確かにこのような主体間の関係として現れるからである。パシュカーニスが商品交換関係において捉えられる形態が他の社会関係に移るといっても、實際右のような商品生産、交換社会の必然的な姿が存するからである。また所有権や法的主体等のカテゴリーが物神化する基盤もこのような普遍的な商品交換に存するといえる。これらのカテゴリーは社会的関係の中で存立するのであるにもかかわらず、そこでは人と物との直接的な関係の中にあるいは個々の人間そのものにはじめから内属しているかの如くに現れるのであり、しかも主觀的意識を

ともなった日常的行為においてそれらのカテゴリーはそのようなものとして客観的に妥当せしめられているのである。

ところで、右に見たパシュカーニスの「市民的—資本家社会」の法形態分析に対しては、『資本論』第一卷第一篇第一・二章の理論的抽象化を見誤って、いわゆる単純商品社会の交換過程に分析の場を限定し、生産過程とりわけ資本制社会の種差性を示す剰余価値生産過程を看過するものであるとの批判がなされている。⁽²²⁾ 確かに、とりわけ資本制社会の生産関係は生産過程と交換(流通)過程の統一において把握すべきであるとする見解はもつともであるといわねばならない。とはいえパシュカーニスの交換過程への着眼は、基本的な法カテゴリーの発生をそこへ限定するといふ点で留保を付さねばならないとしても、「市民的—資本家社会」の私法形態の現実的な存立メカニズム、その物神性およびイデオロギー性を明らかならしめる点で重要であると思われるのである。以下簡単にこのことに触れておこう。

まずパシュカーニスは商品交換関係、したがって商品所持者という抽象的規定における人間から出発し、より具体的な規定、例えば階級という規定における人間から出発しなかった。彼においてはマルクスにおけると同様に階級という具体的規定は分析の終わりに至って再構成されるはずであった。しかしパシュカーニスは『一般理論』では法と階級との関係については触れず、階級は国家との関係で取り上げられるにとどまる。したがってパシュカーニスの分析対象としての社会は確かに単純商品社会としてしか現れないのである。さて、仮想された単純商品社会においては、交換過程に現れる主体だけでなく、生産手段と労働生産物を領有する生産単位も「孤立した私的経済体」⁽²³⁾である。それ故ここでは生産過程そのものから始めても私的所有権や私的な法主体を論ずることはあるいは可能であろう。にもかかわらずこの場合でも、まず私性が成立するのは社会的関係においてであり、したがって広い意味での社会的交

通、狭くは交換を通じてである。のみならず孤立した生産単位の生産手段や生産物に対する領有（事實的占有）が法的所有となるのは、一般的に交換における相互承認によってなのである。つまり生産過程における生産手段および生産物の私的、所有は広い意味での交通を、そして事實的な承認状況を前提するのである。

さて次に純粹な産業資本制社会（これも一つの理論的抽象である）を想定しよう。單純商品社会との差異は生産過程における資本家と労働者との区別にある。生産手段と生産物を領有する生産単位は資本家であつて、労働者はこの規定から排除される。したがつてここでの事態は資本家だけが生産手段（また生産物）をもち（私有ではなくいわば専有）、他方労働者は労働力のみをもつ（私有ではなく仮に保有）ということである。もし「市民的—資本家社会」の法形態の基本概念を私的所有に求めるならば、この概念は右の生産過程の事態そのものからは出てこない。この概念の根拠は生産手段（また生産物）と生産力とが同じ「商品」として現れ、右の専有や保有が同じ「もつこと」（私的所有）として現れること、したがつて交換過程においてそれらを「として妥当せしめる」こととしての相互承認にあるといわねばならないであろう。それ故また、「市民的—資本家社会」の法形態の基本概念は、論理的には、本質的に私的であるとしても、本質的に階級的ではない。⁽²⁴⁾ その階級性は右の「現れ」において専有と保有の差違を隠し、かくてそれに基づいて剰余価値生産過程の法則に従つて「搾取關係」を維持拡大する点に、つまりこの機能にあるといわねばならないであろう。

以上の検討において、パシユカーニスが「市民的—資本家社会」の法形態を商品生産、交換という生産關係（單純商品社会という抽象における生産關係であつたが）、この主—客—統一体において分析・把握していることを見た。パシユカーニスは、この主—客—統一体が一方で抽象的な商品間の經濟的關係と他方で抽象的な権利主体間の法的關係

とに分裂し、これらが互いに自立化・物神化することを指摘し、そのメカニズムを交換過程に即して分析した(この主―客―統一体、一個同一の生産関係の消滅は分裂・自立化した経済的關係および法的關係の消滅と捉えられることになるであろう)。しかしその際、パシュカーニスの主眼は経済的關係のカテゴリーに対応する仕方での法的關係のカテゴリーの成立を把握することに向けられ、法的關係の本質的契機たる意思的契機、相互承認の契機は十分に評価されていなかった。確かにマルクスのいうように、この意思關係の内容は既に経済的關係によって与えられており、さらに關係者たちはこの關係に自由意思によってではなく強いられて入るのだといえる。にもかかわらず、経済的關係と法的關係とが一個同一の關係の相補的側面であるとすれば、法的關係として自立化される意思的契機はこの一個同一の關係の本質的な契機であるといわねばならないだろう。経済的關係と法的關係とが分裂するとはいえ、現実の運動においてはこれらはやはり一個同一の關係、特定の形態における制度的社会關係として統一されているのであり、この特定の形態における統一体の存続にとって意思的契機、事実的な相互承認の契機は不可欠の契機であると思われるのである。

(1) Paschukanis, a. a. O., S. 58.

(2) a. a. O., S. 52.

(3) ebenda.

(4) 岩倉正博「物神性世界における法と経済」(『法学論叢』第九九卷第一、三、六号) 参照。とりわけ第三号七三頁以下参照。

(5) Paschukanis, a. a. O., S. 60.

(6) a. a. O., S. 87.

(7) 加古祐二郎「近代法の形態性に就て」(『近代法の基礎構造』所収)、柳春生「パシュカーニス法理論批判」(『法政研究』

第二五卷第二一四合併号)、同「パシユカーニス法理論の評価と批判」(『法政研究』第二七卷第二一四合併号)など。

- (8) Paschukanis, a. a. O., S. 89.
- (9) ebenda.
- (10) a. a. O., S. 90.
- (11) a. a. O., S. 100.
- (12) a. a. O., S. 91.
- (13) a. a. O.,
- (14) 廣松渉『資本論の哲学』参照。
- (15) Marx, Das Kapital, Bd. 1, S. 99f.
- (16) a. a. O., S. 100.
- (17) a. a. O., S. 99.
- (18) Paschukanis, a. a. O., S. 100.
- (19) a. a. O., S. 100f.
- (20) a. a. O., S. 102.
- (21) Vgl. a. a. O., S. 87f.
- (22) 加古、前掲一四八頁参照。
- (23) Paschukanis, a. a. O., S. 60.
- (24) 加古、前掲一五七頁参照。

五 法の規範性と価値関係性

前節では「社会関係はいかにして法制度となるか」という問題に対するパシユカーニスの回答を法形態発生論とい

う観点から検討した。それは法を商品交換関係において成立する形態とし、その物神性を明らかにしようとするものだったが、生産過程に注目しないために法と階級性との関係が不問にされたのみならず、法形態成立の条件の一つたる相互承認が商品交換に限定されていた。本節では社会関係における相互承認という視座からパシュカーニスにおける法的社会関係の規範性と価値関係性の問題を簡単に検討する。

(1) 既に見たようにパシュカーニスは当時のマルクス主義法理論の社会学派を批判して、「規範としての法的規律」を分析すべきことを主張していた。これに対する直接的な回答は見出せないが、間接的な回答は〈法Ⅱ社会関係〉説の立場から「法は社会関係を規律する」という事態をいかに説明するかという問題への回答にさしあたり見ることが出来る。それは「法は社会関係を規律する」という擬人的表現を「社会関係の規律はある条件の下では法的性格をとる」と読みかえることに基づいている。⁽²⁾「ある条件」とは私的特殊的利害を営む諸個人(ないし集団)の間にその利害を巡る関係が存する場合(分業に基づく商品交換関係はその典型である)ということであり、「法的規律」とはこのような私的利害間の関係の、強制力に支えられた調整である。パシュカーニスはこのような法的規律に対して、行為に対する一定の強制を含みながらもそれらの行為連関に目的の統一性が存する場合の「技術的規律」(パシュカーニスは患者に対する医者の治療指示の関係、運行プランに則った鉄道の運行の例を挙げているが、計画経済が念頭におかれていることは明らかであろう)を対置して、前者を特徴づけている。⁽³⁾

この目的の統一性の点については、目的が大きくなればなるほどその実現にあたっては直接の目的という点で個人(個々の集団)の対立が生じうること、⁽⁴⁾また目的設定そのものにおける合意形成の手続きの問題が存続することなどが指摘されるであろう。しかしここで問題にしたいのは、「社会関係の規律はある条件の下では法的性格をとる」という表現がやはり持っているある擬人性である。つまりここでの規律主体は何か、またこの規律の規範性は何に基

づくのかということである。

既に見たようにパシュカーニスの主要課題は「市民的—資本家社会」の法形態の分析であり、それは商品交換関係の分析としてなされた。この法形態の一般的な通用性は商品形態の一般的な通用性、換言すれば市場原則の外的必然性と結びつけられていたといつてよい。しかしいうまでもなくこの外的必然性は直ちに法形態の規範性ではない。パシュカーニスはこの法形態の規範性の基盤を確定的には指示していない。パシュカーニスによれば、むしろ法形態の規範性の説明は「现实生活の矛盾」によって不可避免的に矛盾に陥らざるを得ないのである。「法的義務づけは独自の自立的な意義を持ちえないのであって、二つの極端な限界、つまり外的な強制性と『自由な』道徳的義務という二つの限界の間を永遠に揺動するのである。」⁽⁵⁾パシュカーニスは「第三の力」の規範的規律による法的社会関係の「創出」を否定した（もちろん国家的規律の保障機能を否定するのではない）が、実際国家的規律の介入は例外的な場合であり、基礎的な法的社会関係は通常それ以前のところ自律的に存立しており、法的社会関係の規範性を国家的な外的強制のみによって説明し尽くすことはできない。他方、法的社会関係の規範性は諸個人の自由な道徳的内的な義務意識のみによつてもまた説明し尽くされえない。実際「商品流通が支障なく進行しうる」ためには関係者たちが真に相互に人格として承認しあっている必要はないのであって、「あたかも相互に所有者として承認しあっているかの如くに振る舞うだけでよい」のである。⁽⁶⁾

しかし、この法的社会関係が存立するためには関係者たちは少なくとも相互に承認しあっているかのようには振る舞わねばならないだろう。この必要性はの場合確かに市場原則の外的必然性と密接に結びついている。しかしこの外的必然性は、ヘーゲルが既に指摘したように相互依存の必然性に外ならない。この必然的相互依存に基づいて、関係者はその行為において互いに相手が自分を少なくとも承認しているかのように行為することを期待し、また自らその

ように行為せざるをえないのである。かくてここには、ある行為類型を当為として妥当せしめるという客観的事態が、したがって当の社会関係の規範性が現出するのである。この事態によって、自立化した当該社会関係の特定の形態規定が物神化されることにもなるのだが、この事態は端的に否定的な性格のものではなく、その根柢には、人が互いの関わり合いの中で自他およびその関係を形態化し、かつそのことを通して承認しあうという根源的構造が存しているといわねばならないであろう。国家の法的権威もおそらくこの根源的構造との関連において説明されねばならぬであろう。

(2) 次に問題としなければならないのは法的社会関係あるいは法形態の価値関係性である。当為命題という規範の形式は既に法形態の価値関係性を示唆しているが、法形態を形式と内容との統一において捉えようとするパシュカーニスにとっては、実効的な法形態の、したがって内容上の価値関係性が問題となる。法形態を商品交換関係において捉える場合に問題となる法価値は主要には交換的正義である。商品交換においては交換物の等価性が合意の条件であり、交換者の所有権者たる資格の平等が合意に際して合意されている。一般的な商品生産・交換社会においては交換的正義はまさに実効的な法価値ないし法原理であるといえよう。

このような法原理によって構成される法的意味の世界はどのように捉えられるか。既に見たようにパシュカーニスによれば「法学上の主体は雲の上へ転置された抽象的な商品所持者である。」近代の道德的主体の構成する世界に劣らず、自由平等な法主体の構成する法的交通の世界は「雲の上」の世界、すなわち彼岸である。パシュカーニスはいつでも地上に目をやり、そこに利己的利害を営む諸個体を見出す。ここにマルクスの『ユダヤ人問題』の疎外論的構想との類似を見ることが出来る。実際パシュカーニスは近代世界を市民社会と国家との分裂、「個的なものと社会的なものとの間の、私的なものと普遍的なものとの間の矛盾」⁽¹⁾において捉えている。しかし『ユダヤ人問題』において

は彼岸としての政治的國家は類的生活の疎外態であり、したがって個的原理の疎外態としての私性の圏域である市民社會に對して、疎外された形態であるとはいへ人間社會のもう一つの根本的原理に基づくものであった。⁽⁸⁾この原理の根源性の故に政治的國家は疎外態であるにもかかわらず必然的に成立せざるをえないものだったのである。この疎外論的構想は「いかにして」という問いによりも、「何故に」という問いに基づいているといえる。これに對しパシユカーニスにおいては法形態の「何故に」は不問にされているように思われる。

さて、何故に社會關係は等価性あるいは交換的正義の關係として法形態をとるのか。個々の交換行為において交換者たちは相互に私的所有者として承認しあうが、この相互承認は或る財の或る人への帰属を正当な事態として客觀的に妥当せしめるという意味をもつ。この妥当せしめるという事態によって當の社會關係は正当化される。交換行為に限らず一般に社會的關係行為は單なる物質的過程ではなく、何らかの意味づけを、例えば \triangle といった意味の付与を伴っている。なるほど制度的社會關係においてはこの意味は個々の行為にとっては既に与えられているが、個々の行為は逆にこの意味を客觀的に再生産しているのである。こうして意味は單なる主觀的觀念ではなく、社會的な實在なのだといえる。それ故、正義理念は例えば支配階級の利益に一致することがあるとしても、支配階級の恣意によって創出され外から押しつけられるものではない。むしろ支配階級が彼らに有利な社會關係を何らかの仕方で正当化せざるをえないのは、當の社會關係の存続にとってその社會關係の正当性が行為者たちによって——虚偽意識に依るものであるとしても——承認されねばならないという根源的な構造が存するからである。⁽⁹⁾

以上のように考えるならば、パシユカーニスのいう交換的正義は社會關係の正当性承認のひとつの論拠ないし基準に外ならないといえよう。確かに交換的正義は「市民的「資本家社會」の実効的法原理であり、しかもそれはこの現れにおいて何事かを隠している。にもかかわらずこの現れの存在は全く否定的な根拠にのみ基づくのではなく、社會

関係の形態化におけるある必然的―根源的な構造に基づいているのである。のみならずこの必然的―根源的な相互承認の構造そのものが自覚化されることによって、社会関係の正当性がその論拠の妥当性の承認を巡って自覚的に問題化されることにもなる。例えば、労働時間に応じた生活資料の分配という『ゴータ綱領』の条項は、確かにマルクスの批判するように、抽象的で一面的な尺度による社会関係の形態化という資本家社会の「母班」を、社会関係の「公正さ」の最終的な基準とするものであるが、⁽¹⁰⁾少なくともそこでは、今や分配が自覚的、組織的に行なわれ、その「公正さ」の基準が資本家社会におけるように神秘的ヴェールに覆われるのではなく、常に自覚的に問題化されるといふ事態を予想させるのである。この事態は社会関係の形態化がますます自覚的に行なわれ、その形態の「公正性」ないし「正しさ」が実践的な議論ないし相互的承認の自覚的な対象となることを意味する。この「公正性」ないし「正しさ」という意味は確かにさしあたり抽象的理念にすぎず、その内実は「社会の経済的な形態とそれによって制約される文化」⁽¹¹⁾によって規定されざるをえない。しかしながら、この「正」⁽¹¹⁾という意味の問題を、したがってまた社会関係の「正」⁽¹¹⁾についての実践的判断を人間社会から蒸発させてしまうことはできないのではないかと思われるのである。

- (1) Paschukanis, a. a. O., S. 51.
- (2) a. a. O., S. 51.
- (3) a. a. O., S. 53.
- (4) Kelsen, op. cit., p. 104f.
- (5) Paschukanis, a. a. O., S. 147.
- (6) a. a. O., S. 144.
- (7) a. a. O., S. 148.
- (8) Vgl. Marx, Zur Judenfrage ; Marx Engels Werke [MEW], Bd. 1, S. 354ff.

- (9) このような正当化が階級の恣意に依存しないことについては、Vgl. Marx u. Engels, Die deutsche Ideologie; MEW, Bd. 3, S. 311f. ここでは正当化の必然性は社会の客観的な経済的關係（支配階級の特殊の利害もこの外に存立するものではなく、それ故それを表現する意思もこれに依存せざるをえない）から説明されている。しかし、この正当性の必然性は経済的関係のみによるのではなく、当の社会関係の正当性についての承認要求の不可避性、したがって相互承認の根源的構造に基づくものと思われる。
- (10) パシュカーニスはこの批判に基づいて次のようにいう。「個々の生産者と社会との関係が等価交換の形態を保持する間は法〔権利〕の形態もまた残される。ただし『法〔権利〕はその性質上、同じ尺度の適用のうちのみ成立しうる』からである。」(Paschkanis, a. a. O., S. 36.) ここにも、パシュカーニスが法を第一に権利として捉えていることがうかがわれる。
- (11) Marx, Randglossen zum Programm der Deutschen Arbeiterpartei; MEW. Bd. 19, S. 21.

六 六 六 六 六

以上粗雑ながら『法の一般理論とマルクス主義』におけるパシュカーニスの法理論を検討してきた。初めに触れたようにパシュカーニス法理論についてはその〈経済主義〉が指摘されているが、その意味しうるところのものは単純ではない。パシュカーニスは近代法形態の分析において経済的関係と法的関係を一個同一の生産関係の分裂・自立化した二側面と捉えていた。それ故、後者の内容は前者によって与えられているとはいっても、ここでは単純に後者は前者から導出されたり、前者に還元されたりしているのではないのである。しかしパシュカーニスにとってのすぐれた意味での法形態が商品生産社会の生産関係（とりわけ商品交換関係）において成立し、それが他の社会関係に移されるとする点、また所有権を中核とする主観的法ないし私法形態を「第一義的な法」として、客観的法ないし公法

形態を軽視する点などには、確かに法一般を専ら経済的なものとの連関において捉えようとする志向が見られるのであり、この限りではパシュカーニス法理論の〈経済主義〉を語ることもできるだろう。⁽¹⁾ こうしたパシュカーニス法理論の〈経済主義〉の原因は、何よりも法形態の意思的契機、法の規範性や価値関係性といった実践的判断に關係する契機が十分に評価されなかつた点に求められうるであろう。とはいえ、法を主―客―統一体あるいは制度的社会關係として捉えることへの示唆を与える点、近代法形態の成立における交換過程の相互承認の意義に注目する点、近代における経済的關係と法的關係とを一個同一の生産關係の相補的二側面と捉える点、これらの点にはいわゆる〈経済主義〉だけではなく、さらにはいわゆる〈主意主義〉をも相對化する理論的含意が現れているように思われるのである。

さて、本稿ではたびたび法を主―客―統一体あるいは制度的社会關係と捉え、しかもその規範性や価値關係性といった実践的判断にかかわる契機に注目し、その存立の基底に存する相互承認の構造を見るべきことを示してきたが、もちろんこのような主―客―統一体、普遍と個別との統一体が近代社会においては限定された抽象的・形式的レベルでのみ存立しているものであることを否定するものではない。初期マルクスの個的なものと社会的なものとの統一という有名な理念は、今日でもなお理念として現実的な意味を持っているといえるであろう。パシュカーニスが「個的なものと社会的なものとの間の、私的なものと普遍的なものとの間の矛盾」というとき、そこには右のマルクスの理念と同じ志向を読みとることができる。この個別と普遍との具体的・実質的な統一はたしかに社会の経済的関係を抜きにしては現実的ではありえない。しかし、社会關係の形態化はそれに対する意味付与と相互承認という根本的契機を含んでおり、したがってまた、歴史的に制約された仕方においてであれ、その正当性についての実践的判断と規範化の契機を含むのである。これらの契機を考慮に入れずしては個別と普遍との実質的、具体的統一も思惟しえないで

あろう。本稿を結ぶにあたって、この実践的判断という観点から、法と政治、法と道德に関して簡単に問題を提示しておこう。

パシュカーニスは既に見たように法的上部構造を下部構造にひきつけることによって、政治的上部構造による媒介を第二義的なものと捉えていた。しかしいうまでもなく、資本主義社会においてのみならず「社会主義」諸国でも、社会関係はますます国家制定法による「意識的に組織された」規律に服する傾向にある。パシュカーニスも後にその経済主義を自己批判し、「政治が法において第一の地位を占め、法に優位することを支持する」と述べるに至る。法はさしあたり次のように定義される。「法は階級社会の生産関係および他の社会関係の規制と認証の形態であると定義することができる。法は支配階級の国家権力機構に立脚し、その階級の利益を表現する。」⁽⁴⁾もちろん法によって媒介される内容の点では生産関係が「基本的、決定的な意義」を有するとされ、また「法は社会関係」⁽⁵⁾の含みも残されているが、右の定義においては法の階級性、法の国家依存性という形で政治の法への優位が明記されている。国家が「一つの階級の他の階級に対する支配を維持するための機構」と捉えられるのに対応して、法もまた「支配階級の法」と捉えられる。⁽⁶⁾ここでは国家も法もむきだしの階級的利害において把握されている。しかしこの捉え方が正しいとしても、政治的支配が存立するためには、ハーバーマスのいうようにそれは自己の〈正統性〉Legitimitätの承認を調達せねばならないであろう。⁽⁷⁾とりわけ法的規律による支配は、〈法〉観念そのものが少なくとも何らかの〈正〉を含意・標榜せざるをえないが故に、一層自己の正統化を必要とするであろう。そもそも国家の法的権威自体が相互的承認という社会の根源的構造の一括的な体现の形態として捉えられるのではないだろうか。

近代の法的社会関係は外的行為を通じて成立する主—客—統一体であり、その規範性も外面的な行為にかかわるのみであるが、パシュカーニスによれば自律的な道德主体を核とする近代道德はこれを内面性において補完するもので

ある。法も道德も形式的であることによって普遍主義を標榜しえているが、近代社会における人間の事態はパシユカーニスによれば利己的私人に外ならない。パシユカーニスは前二者はこの事態を神秘化するものだとして、かかる神秘化を要しない「純粹功利主義」を主張し、こうして階級的（プロレタリア的）利害への一致を命ずる階級（プロレタリア）道德を宣揚する。しかしこの階級道德は窮極的には階級そのものの消滅を目的とするものであるから、それ自体普遍主義的要請を含んでいるのである。⁽⁹⁾ その際この普遍と個別との統一はその區別自体の解消ではなく、區別における統一として構想されねばならないだろう。けだし、道德の内面性は、社会的実定的道德への個体の同一化の契機を含むだけでなく、逆にそれからの個体の距離化の原理でもありうる。つまり個々人はどこまでも社会関係の正当性判断の可能的・原理的審級でありつづけると思われるのである。

パシユカーニスにおいては商品生産社会の法形態の事実的社会学的分析が主要課題であったが、その際右のような人間の社会関係の形態化における実践的判断の契機の意義が十分に捉えられず、法という実践的判断の契機を含む現象の全体を社会学的方法によって、つまり科学的に把握しようとする無理が行われることになったと思われる。この点では、実践的問題の特殊性を顧慮しつつ、実践的判断の合理性の条件を探究しようとする最近の「実践哲学の復権」(M・リーデルに代表されるような)の潮流には学ぶべきものが存すると思われる。とりわけJ・ハーバーマスの相互行為論ないしコミュニケーション行為の理論は唯物史観の再構成という観点から右の問題への解答を試みるものであり、法理論にとっても検討に値いするものをもっていただけと思われるが、その検討は別の機会に譲らざるをえない。

(1) Vgl. W. Paul, Marxistische Rechtstheorie als Kritik des Rechts, S. 139ff. パウルによれば、マルクスの商品形態分析とパラレルな仕方では法形態を分析するというパシユカーニスの方法は、法をも社会の土台現象とみなすことになるは

ずだったが、このように法という研究対象の方法論的自立性を主張しながら、他方で法形態を商品所持者間の契約形態へと還元し、結局法を死滅すべきブルジョアの現象とみなすことになったのである。パウル自身はハーバーマスの相互行為論に基づいて法の批判的理論を構想しようとしているが、本稿はこの構想に示唆を得ている。

- (2) Vgl. Marx, Zur Judenfrage ; MEW. Bd.1, S.370.
- (3) パシユカーニス『法理論戦線の状態』稲子訳二八四頁。
- (4) パシユカーニス監修『国家と法の理論』稲子訳二二八頁。
- (5) 同右。
- (6) 同、二二四頁。
- (7) Vgl. J. Habermas, Legitimationsprobleme im modernen Staat, in: ders., Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus, S. 272f.
- (8) Paschukanis, a. a. O., S. 140.
- (9) Vgl. Habermas, Können Komplexe Gesellschaften eine vernünftige Identität ausbilden? in a. a. O., S. 111.

—付記— 本稿の骨子は法政学会研究会（一九八四、九、二六）で報告する機会を得、出席の方々から有意義な助言をいただくことができた。この場をかりて謝意を表したい。